⑵　構成員の技術的要件等　特定建設工事共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たすものとする。

ア　代表者は、平成８年４月１日から公告日までに、建築一式工事の元請けとして、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造２階建て以上、延べ床面積3,000㎡／棟以上の新設又は改修工事を施工した実績を有すること。(共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。ただし、代表者以外の構成員は、平成８年４月１日から公告日までに、建築一式工事の元請けとして、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造２階以上、延べ床面積1,000㎡／棟以上の新設工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。)。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した地方防衛局又は地方防衛支局（長崎防衛支局を除く。)(以下「地方防衛局等」という。)(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局（以下「旧防衛施設局等」という。)を含む。)の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。)が65点未満のものを除く。

イ　建設業法の建築一式工事につき許可を有しての営業年数が５年以上であること。

ウ　建築一式工事に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を工事現場に専任で配置できること。

⑶　出資比率要件　すべての構成員が均等割りの10分の６以上の出資比率であるものとする。

⑷　代表者の要件　代表者は、建築一式工事に係る施工能力が大きいと認められる者とする。また、代表者の出資比率は、構成員中最大であるものとする。

８　上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者を含む特定建設工事共同企業体も上記５により申請することができる。この場合、上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者は、上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得る必要がある。

なお、当該工事の開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了していないとき又は上記７⑴アに掲げる競争参加資格の級別の格付けを受けていない者が当該工事の開札までに上記７⑴ア及びイに示す構成員の要件を得ていないときは、特定建設工事共同企業体としての資格がないものとする。

９　資格審査結果の通知

「資格審査結果通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

資格審査結果通知の日から工事請負契約の履行後３か月以内を経過するまでとする。ただし、当該工事の請負者以外の者であっては、当該工事の請負契約が締結された日までとする。

11　その他

⑴　共同企業体の名称は、「仙台外(23震災関連)整備工場改修等建築その他工事○○○建設・○○○建設・○○○建設建設共同企業体」とする。

⑵　当該工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告（建設工事)」に示すところにより競争参加資格の認定を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

船岡外（23震災関連）庁舎改修等建築その他工事に係る特定建設工事共同企業体としての競争参加者の資格（以下「特定建設工事共同企業体としての資格」という。)を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 23 年 12 月 28 日

支出負担行為担当官

東北防衛局長　増田　義一

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　04

１　工事名　船岡外（23震災関連）庁舎改修等建築その他工事

２　工事場所　宮城県柴田郡柴田町、福島県郡山市

３　工事概要

①　船岡地区

・整備場（ＲＣ－１　約200㎡）の新設及び附帯土木工事

・庁舎（ＲＣ－３　約3,000㎡）の改修及び附帯土木工事

・仮設建物（Ｓ－１　約1,000㎡、約150㎡）の設置、リース及び撤去工事

・駐屯地内排水整備工事一式

・受電所（ＲＣ－１　約70㎡）の新設及び附帯土木工事

・既設建物（ＲＣ－１　約50㎡、Ｗ－１　約200㎡）の撤去工事

・詳細図等作成業務一式

②　郡山地区

・浴場（ＲＣ－１　約450㎡）の新設及び附帯土木工事

・自転車置場（Ｓ－１　約20㎡）の新設工事

・アーケード（Ｓ－１　約70㎡）の新設工事

・既設建物（ＲＣ－１　約550㎡）の撤去工事

・自動交換機の換装に伴う局舎改修工事

・詳細図等作成業務一式

４　工期　平成25年３月31日まで。

ただし、仮設建物設置完了は平成24年６月15日まで、船岡排水整備及び郡山局舎改修は平成24年12月20日まで、船岡庁舎改修は平成25年１月31日まで。

５　競争参加資格審査申請書（以下「申請書」という。)の交付

⑴　交付期間：平成23年12月28日から平成24年２月16日まで（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条第１項に規定する行政機関の休日（以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、最終日は正午まで。)。

⑵　交付場所：防衛施設建設工事電子入札システムセンターより提供する。ただし、紙による交付は下記のとおり。

〒983―0842 宮城県仙台市宮城野区五輪１丁目３番15号　東北防衛局総務部契約課　電話022―297―8296

⑶　その他：特定建設工事共同企業体として資格を得ようとする者に交付する。

６　申請書の提出

⑴　提出期間：平成23年12月28日から平成24年１月16日までの行政機関の休日を除く毎日、午前９時から午後５時まで。ただし、正午から午後１時までの間を除く。

⑵　提出場所：上記５⑵に同じ。

⑶　提出方法：申請書に次に掲げる書類を添付し、持参又は郵送（書留郵便に限る。)若しくは託送（書留郵便と同等のものに限る。)により提出すること。

ア　総合評定値通知書（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の請求により国土交通大臣又は都道府県知事から通知されたもの）又は経営規模等評価結果通知書で平成23・24年度資格審査申請の際に提出したものの写し

イ　共同企業体等調書

ウ　共同企業体協定書の写し

エ　下記７⑵アの要件を満たすことを判断できる工事の施工実績を記載した書類（申請書とともに交付する様式により作成したものに限る。ただし、当該様式は、当該工事の「入札公告（建設工事)」(平成23年12月28日付支出負担行為担当官東北防衛局長）に示すところにより交付する入札説明書の別紙様式第９と同一であるので、それらを使用して作成しても差し支えない。)。

⑷　その他：申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。申請書は、平成24年１月17日以降、当該工事に係る開札の時まで（行政機関の休日を除く。)随時受け付けるが、当該開札の時までに審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

７　特定建設工事共同企業体としての資格

⑴　特定建設工事共同企業体の構成　特定建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす者２又は３者の組合せとする。

ア　装備施設本部長から建築一式工事に係る一般競争参加資格の級別の格付けを受け、東北防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付けを受けていること。)。

イ　装備施設本部長が算定した建築一式工事に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記３の経営事項評価数値欄の点数）が、1,200点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上であること。